

生徒心得

1 服装

(1) 通学には本校指定の制服を着用すること。

① 夏服着用規定（6月1日～9月30日）

- 1 白ワイシャツ又は白か紺の無地ポロシャツに規定のスラックス又はスカートを着用すること。
- 2 寒い時はブレザーの着用を認める。ただし、ネクタイ又はリボンを着用すること。
- 3 無地の白、紺、黒、グレーのVネックセーター、ベスト（ネクタイ・リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。

② 冬服着用規定（10月1日～5月31日）

- 1 白ワイシャツに規定のブレザー（校章ピンバッジ付き）、スラックス又はスカートを着用すること。
- 2 本校規定のネクタイ又はリボンを着用すること。
- 3 ブレザーの下に、無地の白、紺、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター・ベスト（ネクタイ・リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。
- 4 天候にかかわらず、登下校時には必ずブレザーを着用すること。
- 5 寒い日の登下校時は、華美でないものに限りに、ブレザーの上にコートの着用を認める。

③ 禁止事項

カーディガンやパーカー、スウェット、ルーズソックス、認められていない色のVネックセーター・ベスト・カラーワイシャツ・ポロシャツの着用は禁止する。違反の場合は、預かり又は再登校の指導を行う。

(2) 通学時には革靴又は運動靴をはいてくること。

(3) 体育館履きは学年別に指定されたものを使用すること。

(4) 制服の改造（スカート丈のカット等）は禁止する。万一改造した場合、取り上げとなり新たに買い直しの対象となる。

2 頭髪及び装飾品

(1) 頭髪の染色、アイロンによる脱色等、手を加えることを禁止する。違反の場合は、もと通りに復元することとする。

(2) 進路決定のために行う面接等の進路指導に対応できない髪型は禁止とする。

(3) エクステンション（つけ毛）は禁止する。

(4) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。違反の場合は指導を行う。

(5) 化粧・マニキュア等は禁止する。

3 登校、下校、休日登校

(1) 8時から8時25分までに登校すること。

(2) 始業時刻は午前8時30分、授業終了は午後3時10分、下校時刻は午後5時、ただし、特別教育活動等でやむを得ない場合は、60分間延長することができる。

(3) 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は、事前に生徒手帳に理由を書き、保護者の認印を受けて学級担任に提出すること。

(4) 急な遅刻や欠席をする時は、必ず保護者より午前8時から午前8時25分までに教育 ICT サービスのメッセージ機能（欠席連絡）または電話で連絡すること。

(5) 休業日（土・日曜・祝日）に登校する場合は、事前に関係の教員に申し出て許可を得ること。

(6) 自転車通学をする生徒はレインウェアを持参し、自転車通学申請書を提出し、生徒部の許可を得ること。自転車には、本校指定の学年別ステッカーを自転車の後部に貼ること。

(7) 自転車通学をする生徒は、頭部外傷（外からの衝撃力により頭部の軟部組織（皮膚、皮下組織）、頭蓋骨、頭蓋内（脳、髄膜など）に損傷が起こること）による重傷事故や受傷に伴う後遺障害の発生を未然に防ぐため、登下校中にヘルメットを着用する。

(8) 自転車利用者は保険に加入しなければならない。（東京都条例）

(9) 自転車は、校内の指定の駐輪場に置くこと。

(10) 自転車の傘差し運転や、傘を自転車に差しての登下校は禁止する。雨天時には必ずレインウェアを着用すること。違反の場合は指導の対象となる。

(11) 登下校時の、原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の使用及び同乗することを禁止する。

4 非常時の取り扱い

(1) 板橋区、北区、豊島区、練馬区の4区全てに大雨、暴風、大雪、暴風雪の特別警報、警報のいずれかが発令された場合、通学に必要な路線に計画運休や交通ストが実施された場合、午前6時の時点で上記のいずれかの警報が発令中または、通学に必要な路線に計画運休や交通ストが実施された場合、当日の授業をオンラインで行う。

※ 災害状況や利用交通機関への影響などで登校が困難な場合や、登下校時の生徒の安全確保が困難であると生徒または保護者が判断した場合は自宅待機（自宅学習）とし、後刻、学校にその旨を連絡する。

※ 自宅待機（自宅学習）が必要と学校が判断した時間及び登校時の安全確保に要すると学校が判断した時間は遅刻、欠席とは扱わない。

(2) 自然災害等の、非常事態宣言発令の場合、生徒は自宅待機とする。

5 諸届願

盗難、紛失、校外活動などの届、公認欠課などの願は8ページの一覧表に基づいて提出する。

6 保健

(1) 校内で負傷したり、病気になったりした時は、直ちに教員に届け出る。

(2) 学校内及び登校下校時における負傷の治療費は日本スポーツ振興センターより支給されるので、保健室に届けて手続きをとること。（ただし、加入者に限る）

(3) 保健室には教員の許可を得て入ること。

7 校内生活

(1) 登校後、全ての授業終了までは、校外に出てはならない。やむを得ない事情のある場合は、教員の許可を受けること。

(2) ポスターなどは、生徒会関係のものは生徒会長の許可を、それ以外のものは生徒部の許可を受け、所定の場所に掲示する。掲示期間が過ぎた時は、掲示者が責任をもって撤去すること。

(3) 校内の諸施設、備品などを破損した時は、直ちに担任又は関係の教員に連絡すること。

(4) 昼食は原則持参すること。忘れた場合も外出することはできない。

(5) 上着、靴、教科書等、全ての持ち物には必ず記名すること。

(6) 学校生活に不必要な物品、高価な物品は持ち込まないこと。

(7) 貴重品は身に付けるか、ロッカーにしまうこと。ロッカーには、必ず鍵をかけること。

(8) 携帯電話は、授業時間帯には必ず電源を切り、かばんにしまうこと。

8 定期考査

1 定期考査規定

定期考査において、生徒は次の各項を守り、不正行為なく受験する。

(1) 下敷きは机の表面が特に不良の時に、監督の教員の許可を得てから使用する。

(2) 考査中の筆記具、用具の貸借はしない。やむを得ない時は監督の教員の指示に従うこと。

(3) 考査中は、携帯電話の電源を切り、教科書、ノート、参考書類をかばんに入れ、椅子の下におく。筆箱を机上におかない。また、ひざ掛けの使用は不可とする。

(4) 考査中は退出できない。

(5) 答案は終了の合図とともに列の最後尾の生徒が、着席している生徒から答案を受領し、番号順に揃え提出する。

(6) 定期考査期間中及び考査前1週間は、ホームルームを除く特別活動を原則として禁止する。

(7) 出席番号順に着席する。

2 定期考査における欠席

考査を欠席する場合は事前に保護者より学校に連絡を入れてもらうこと。

3 考査中の不正行為

考査中に不正行為をした者は、確認の上、特別指導とする。

9 校外生活

(1) 事故、病気、災害などの場合は、直ちに学校に連絡すること。

(2) アルバイトは禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、保護者より申し出て許可を得ること。

(3) 安易にインターネット上に学校名、個人名、写真を出さないこと。

(4) 校外において法に触れる行為を行った場合でも、特別指導になることがある。